

「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋・履歴付き）

（削除した箇所を青字・取り消し線で、追記した箇所を赤字・下線で表示しています。）

第2章 上場会社の決定事実に係る適時開示実務上の取扱い

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

開示様式例

（開示様式例）株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

第9章 名証への提出書類

2. 内国株式関係の提出書類一覧

提出書類に係る留意事項

- ・株式の発行総額又は処分総額が1億円未満となる場合には、軽微基準に該当し適時開示は任意となりますが、取締役会決議通知書をはじめとした書類の提出は必要です。
- ・株式報酬としての株式の発行に係る募集※1（自己株式処分に係る募集を含みます。以下同じ。）については、①譲渡報告に関する確約書の写し（適時開示等規則取扱い11(1)b）及び②株式の譲渡に関する報告書（適時開示等規則取扱い11(2)）並びに③概要書（適時開示等規則第20条第2項）の提出は不要とします。※2

※1 株式報酬としての株式の発行に係る募集を行う場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合
- ・上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

※2 ①及び②については平成29年7月19日以降に割当日を迎える募集について、③については同日以降決定・開示される募集について提出不要とします。

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

⑦ 株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己株式の処分の場合は、「発行の概要」を「処分の概要」、「発行する株式の種類及び数」を「処分する株式の種類及び数」など適宜読み替えてください。）。なお、株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式（以下「特定譲渡制限付株式」という。）に該当する場合など、上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対して付与された金銭報酬債権の払込みを受けることにより役務提供の対価として株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合以下の場合が想定されます。

~~※ 平成28年8月19日施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、特定譲渡制限付株式を割り当てる方法は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に規定する第三者割当の定義から除外されることとなるため、特定譲渡制限付株式に該当する株式の発行は、適時開示等規則上も第三者割当に該当しないこととなります。~~

- ・ 上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人（以下「役員等」という。）に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合
- ・ 上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

a 発行の概要

- (a) 払込期日
- (b) 発行する株式の種類及び数
- (c) 発行価額
- (d) 発行総額

~~(e) 募集又は割当方法~~

- ~~・ 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による場合は、その旨を、第三者割当による場合は、その旨を記載する。~~

~~(f) 出資の履行方法~~

- ~~・ 金銭報酬債権の現物出資による旨を記載する。~~

~~(g) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数~~

(e) 割当予定先

- ・ 以下のいずれかを記載する。
- ・ 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数

・ 割当予定先の名称

(h)f) その他投資判断上重要又は必要な事項

b 発行の目的及び理由

- ・ 株式報酬制度を採用している目的・考え方、~~株式報酬制度の概要（金銭報酬債権額の上限、発行株式数の上限等）~~についても記載することが考えられます。

- ・ 株式報酬制度の概要についてわかりやすく記載する。具体的には、金銭債権・信託金の上限額、発行株式数の上限、発行総額の考え方、発行（交付）条件・譲渡制限の解除条件（業績連動条件が付されている場合は当該条件をわかりやすく記載する。）、株式の管理に関する定め（信託契約を締結している場合は、当該信託契約の概要を含む。）、その他株式割当契約又は株式交付規程の概要等を記載することが考えられます。

~~c 株式割当契約の概要（種類株式の場合には株式の内容）~~

- ~~・ 譲渡制限期間、譲渡制限の解除条件、無償取得事由、株式の管理に関する定めその他株式割当契約の概要をわかりやすく記載する。~~

~~d~~ c 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容についてわかりやすく記載する。
- ・ 第三者割当に該当する場合には、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日の1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合は不要とします。

d その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項

〔第三者割当に該当する場合〕

e 企業行動規範上の手続き

- ・ 希薄化率が25%以上となるとき又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕

f 支配株主との取引に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。
- ・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。
- ・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引

が含まれます。詳細については「第7章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

- ※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して株式を発行する場合を含みます。

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。
開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

各位

会 社 名 ○○○○株式会社
代表者名 代表取締役社長 ○○ ○○
(コード：○○○○、名証第○部)
問合せ先 取締役広報・ＩＲ部長 ○○ ○○
(TEL. ○○-○○○○-○○○○)

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として新株式発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

(1)	払 込 期 日	
(2)	発行する株式の種類 及 び 数	
(3)	発 行 価 額	
(4)	発 行 総 額	
-(5)-	募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法／第三者割当
-(6)-	出 資 の 履 行 方 法	金銭報酬債権の現物出資による。
-(7)-	割 当 の 対 象 者 そ の人数並びに割り当て る株式の数割当予定先	<u>(割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数の記載する場合)</u> 取締役○名 株 執行役員○名 株 <u>(割当予定先を記載する場合)</u> <u>〇〇信託銀行</u>
-(8)- (6)	そ の 他	

3. 株式割当契約の概要

4. 3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

5-4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

~~6.~~ 5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上

2. 内国株式関係の提出書類一覧

(3) 新株式発行等関係

① (3)②～⑩⑪において発行登録を行う場合
(略)

② (略)

③ (略)

④ 第三者割当増資 (特定譲渡制限付株式の割当てを含む株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合を除く)

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 新株式発行日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書 (届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出 (1部)	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し (訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(7)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券上場申請書	払込期日の 3週間前まで (決議後)	規9条②	上場会社通信より提出	◎
(6) 発行新株式数確定通知書 ※失権等により発行株式数が増えた場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	◎
(7) 有価証券通知書写し (変更通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣 等に提出後遅滞なく	取10(1)a	上場会社通信より提出	—
(8) 安定操作取引関係者リスト写し ※割当先が50名以上の場合であって、安定操作取引を行うことになる場合のみ ※その他必要な場合は、「安定操作取引委託者通知書」及び「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」を提出	安定操作取引 可能期間の初日の前日まで (令第22条第2項から第4項)	〃	上場会社通信より提出	—
(9) 譲渡報告に関する確約書写し	株式の割当後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(10) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当増資後割当株式の譲渡が生じた場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(11) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書	作成後直ちに (決議日の前営業日まで)	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(12) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合を除く	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(13) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと (3年以内に 限る)	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同 取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

※ ~~(1)について、発行する株式が特定譲渡制限付株式に該当する場合には、特定譲渡制限付株式である旨を必ず注記してください。~~

※ (12)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

~~※ (9)～(13)については、発行する株式が特定譲渡制限付株式に該当する場合には提出不要となります。~~

⑤ (略)

⑥ 自己株式処分に係る募集 (特定譲渡制限付株式の割当てを含む株式報酬としての自己株式処分に係る募集の場合を除く)

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 自己株式処分日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書 (届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出 (1部)	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し (訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(5)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(5) 有価証券通知書写し (変更通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣等に提出後遅滞なく	〃	上場会社通信より提出	—
(6) 処分株式数確定通知 ※失権等により処分株式数が増えた場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通信より提出 (開示資料で代用可)	◎
(7) 譲渡報告に関する確約書写し ※第三者割当の場合のみ	株式の割当後直ちに	取11(1)b	TDnet登録	◎
(8) 株式の譲渡に関する報告書 ※第三者割当の場合のみ	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	TDnet登録	◎
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当の場合のみ	作成後直ちに (決議日の前営業日まで)	取10(1)a	上場会社通信より提出	◎
(10) 業務提携、第三者割当増資等概要書 ※開示に係る軽微基準に該当する場合は不要 ※第三者割当の場合のみ	決議後速やかに	開20条②	上場会社通信より提出	◎
(11) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に伴い支配株主が生じた場合のみ	事業年度の末日から1年を経過するごと (3年以内に限り)	株券上場廃止基準2条① (9)の2、同取扱い1(9)c	上場会社通信より提出	◎

~~※ (1)について、発行する株式が特定譲渡制限付株式に該当する場合には、特定譲渡制限付株式である旨を必ず注記してください。~~

※ (10)について、合併等による実質的存続性審査に係る軽微基準に該当しない場合には、決議の2週間前までに所定の概要書を作成し、事前相談してください。

⑦ 株式報酬としての株式の発行に係る募集 (自己株式処分に係る募集を含む)

提出書類	提出時期	根拠規定	提出方法	
(1) 取締役会決議通知書 ※軽微基準に該当し開示を行わない場合のみ	決議後直ちに	取10(1)a	上場会社通信より提出	△
(2) 新株式発行日程表又は自己株式処分日程表 ※開示資料に必要事項が記載されている場合は不要	確定後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—
(3) 目論見書 (届出仮目論見書及び訂正事項分を含む) ※E D I N E Tで有価証券届出書を提出した場合は不要	作成後直ちに	〃	書面での提出 (1部)	—
(4) 有価証券届出効力発生通知書写し (訂正効力発生通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合は(7)を提出	受領後直ちに	〃	上場会社通信より提出	—

(5) 有価証券上場申請書 ※新株式を発行する場合のみ	払込期日の 3週間前まで (決議後)	規9条②	上場会社通 信より提出	◎
(6) 発行新株式数確定通知書 ※新株式を発行する場合であって、失権等により発行株式 数に変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 (開示資料 で代用可)	◎
(7) 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む) ※有価証券届出書の提出を要しない場合のみ	内閣総理大臣 等に提出後遅 滞なく	取10(1)a	上場会社通 信より提出	一
(8) 処分株式数確定通知 ※自己株式の処分の場合であって、失権等により処分株式 数に変更になった場合のみ	確定後直ちに	規9条②	上場会社通 信より提出 (開示資料 で代用可)	◎
(9) 割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書 ※第三者割当に該当する場合のみ	作成後直ちに (決議日の前 営業日まで)	取10(1)a	上場会社通 信より提出	◎
(10) 支配株主との取引状況等に関する報告書 ※第三者割当に該当し、それにより支配株主が生じた場合 のみ	事業年度の末 日から1年を 経過するごと (3年以内に 限る)	株券上場廃止 基準2条① (9)の2、同 取扱い1(9)c	上場会社通 信より提出	◎

※ 株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、以下の場合が想定されます。

- ・ 上場会社又は関係会社の役員、会計参与又は使用人(以下「役員等」という。)に対して役務提供の対価として付与された金銭債権の払込みを受けることにより、株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合
- ・ 上場会社が、役員等に役務提供の対価として又は従業員持株会に対して株式を交付することを目的として役員等を受益者とした信託を設定し、当該信託の受託者に対して株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合

- ⑦⑧ (略)
- ⑧⑨ (略)
- ⑨⑩ (略)
- ⑩⑪ (略)
- ⑪⑫ (略)
- ⑫⑬ (略)
- ⑬⑭ (略)
- ⑭⑮ (略)
- ⑮⑯ (略)
- ⑯⑰ (略)
- ⑰⑱ (略)
- ⑱⑲ (略)